

文部委員會議録第十六号

昭和二十五年四月七日(金曜日)

午後二時五分開議

出席委員

委員長 長野 長廣君

理事岡田延右 門君 理事高木 章君

理事岡谷 光衛君 理事水谷 昇君

理事若林 義孝君 理事松本 七郎君

理事今野 武雄君

浅香 忠雄君 木村 公平君

佐藤 重遠君

出席國務大臣

文部大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

文部事務官 森田 孝君

五名紹介(第二〇八五号)

本郷、岡田岡村組合立中学校新設費

國庫補助に關する請願(降旗徳弥君

外一名紹介)(第二〇九二二号)

標準教育費法制定に關する請願(塚

原俊郎君紹介)(第二二二二二号)

教職員の給與改訂並びに標準教育費

法制定に關する請願(千葉三郎君紹

介)(第二二六〇号)

同月六日

功山寺仏殿の保存修理に關する請願

(受田新吉君外一名紹介)(第二二六

一六号)

國分寺第一小学校における二部制授

業撤廃に關する請願(松本七郎君紹

介)(第二二九六号)

標準教育費法制定に關する請願(高

木章君外五名紹介)(第二三〇一六

三三号)

同(長野長廣君紹介)(第二二八三

三三号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

学校教育法の一部を改正する法律案

(内閣提出第六二二二号)(參議院送付)

圖書館法案(内閣提出第八七号)(參

議院送付)

文部行政に關する件

○長野委員長 これより會議を開きま

す。

圖書館法案を議題といたします。質

疑を續行いたします。今野武雄君。

○今野委員 さきに第五國會で社会教

育法案ができたときにも、私申したの

でありますが、こういう法案ができま

しても、これに財政が伴わないなら

ば、地方ではどうにもできないのだ。

そしてその後のいろいろな事情を見てみ

ます。やはり各地ではいろいろと

下からの力を盛り上げて、そしてこ

う機運をつくらなければいけないと

いうことを言われますればいい、し

ながら実際問題としては、そういう

ことができないというのが実情であ

ります。公民館を建てるにしても、圖書

館を建てるにしても、現在地方財政の

窮乏した状態に於いては、とてもで

きないのではありません。そこでその

も財政上の問題について申ししま

した。次に財政上の措置も講ずるよう

にしようというお話でありましたが、し

かし今度その一部分として出て来たこ

の圖書館法案を見ますと、これにつ

いてもやはり何らの財政的措置がなされ

ていない。しかも圖書館員の資格と

いうような問題についても、はつきり

と資格を與えるようにしようというよ

うなことであるが、しかしこれ

には再教育するための費用すら計上し

てない。そうするとどういふような法

律をこしらえて、はたしていかなる効

能があるかという事です。これはも

う非常に疑わしいものだといわざるを

得ないわけですね。その点について、文

部省としてはどういふ法律ができたな

らば、一体どれだけのことができるか、

これによつて何が出来るかという点

を、はつきりとひとつお答え願いたい

と思います。

○山室説明員 この圖書館法案は、こ

のたび多分公布実施せられるだろうと

いうことを予想いたしましたので、予算

をとることに努力をいたしましたので

ありますが、二十五年年度予算で圖書

館職員講習会に要する経費といしま

して二十一万四千円、また圖書館職

員養成所に要する経費といしまして五

十四万三千円とすることができただけ

でございます。本年はこれでもつて圖書

館に關するいろいろな事業をまかつて

行かなければならぬのでございま

す。ですからこの法律ができました

二十五年度にはこれを行つて行く準備

がございせん。次の年度、二十六年

度からは予算をとりまして、この法律

の目的とするところを達成するよう

に心がけたいと思つております。法案

の二十條にも、公立圖書館に關する補助

その他の援助に關する規定がございま

すので、この点を保持いたしまして、予

算をとることに、できるだけ努力を

いたして行きたいと思つております。

それからこの法案がどういふ効果が

あるかという御質問でございしますが、

社会教育の重要性は、いまさら申し上

げるまでもございせん。ことに社会

教育におきまして圖書館が果たす役割

といふものは、非常に大きいと思いま

す。それにただいままで法的の根拠が

なかつたと申しますことは、その重要

性を認めないといふことにもなるので

はないかと思ひます。ことに昨年から

実施せられております社会教育法の中

にも、圖書館及び博物館、これは社会

教育の施設である、またそれについて

は單獨法をつくるというところがうた

てございす。昭和八年にでき、公布

せられておりますところの圖書館令

は、すでに死んでいふと言われており

ます。そういうような事情でもあり、

また先年來朝いたしました米國教育使

節團も、公立圖書館のことにつきま

しては、かなりきびしい報告あるいは勧

告もしておりますような事情も考えま

して、ぜひこの圖書館法はつくりまし

て、圖書館の今後の事業をいよく強

化し、発展もさせて行きたいと思ひま

して、それに私もこの法を立案いた

します際に、日本圖書館協會を中心

とする各界の人々の意見も聞いたので

ございすが、その方々もこの法を非常

に要望しておられることを知つたの

で、私も意を強くして、その成案

のために努力したような次第でござ

います。

○今野委員 ただいまの御説明の中

で、実質的には職員再教育、あるい

は設立の補助等は二十六年度からとい

うことであるが、そうするとこ

の法律をつくつて、その効果を実際に

發揮するのは、二十六年度以後と言

つても、大体において間違いないと思

います。ところが附則の第六項により

ますと、この法律施行後五年間に、司

書または司書補の講習を受けた場合

においては云々といふことがありま

す。そうしますと、現在の職員は五年間

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

に

その資格をとらなければいけない。しかもその用意ができていない。実質上は二十六年からだということになります。これはぜひいふんおかしな話になるわけですが、その点もしそうならば、このところは六年間とするか、あるいは何か別途にそういうような方法を講じなければならぬのじやないかと思うのです。そこで職員再教育について、どういう用意があつてかういふふうに五年間と定めたか、あるいはその履修すべき科目といったようなものについても、図書館員としてどういふものを履修するかということについて、はつきりしているのかどうか、その点も疑わしいわけでありまして、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○山室説明員 図書館職員養成のことにつきまして、本年度からそれを実施する用意がございまして、ただいまも申しましたように、金額はわずかに二十一万四千円ではございますけれども、着々準備を進めていられる次第でございます。それからその講習教科課程等につきましては、先般来しきりにこれを研究いたしております。その科目を、もしお知りになりたいのございましたら、たとえば図書館通論とか、図書館の実務とか、図書館の選択法、目録法等々ございまして、こういう教科課程につきましても、鋭意研究いたしております。それからそれをどこで行うか、どういふ方法でやるかというふうなことにございまして、ただいましきりに研究もし、折衝もしてあるようなわけでございまして、講習については、今年からさつそく実行ができることと思つております。

○今野委員 講習の件は了承いたしました。しかし今科目や何かについても鋭意研究中だというし、それから再教育はとにかく来年にならなければならぬ、補助も来年にならなければならぬ、こういうわけなんです、そうすると実際にまだこの法律を出すのは、少し早いのではないか。非常に未熟である、こういう気がするわけでありまして、その点についてひとつ大臣からお答えを願ひたいと思ひます。

○高瀬国務大臣 図書館法の目的は、ただその点だけではないのであります。一般的に社会教育の一つの制度の重要な部分として、これが必要であり、これを基礎づけ、発展をさせて行く上からいって、図書館法というものが必要である。予算的な措置ということも、むろん必要なことでありまして、やりたい。そして将来むろん十分努力したいと思ひますが、図書館法の必要な点、またこれをつくる目的は、ただその点だけではありませんから、やはりできるだけ早くつくつておいて、予算についてもそれを基礎にして十分の努力をしたい、こういう考えでおるわけでありまして。

○今野委員 ではもう一言伺ひたいします。実は先ほど申しましたのが、大臣はおられなかつたのです。が、社会教育法をつくる時に、やはり予算がとれない、将来予算をとる、こういう話だつたのです。そうしてこの社会教育法を実施する上の一部分として、この図書館というものが出来たと思ふのです。そこでまだ予算はとれない、将来とるといふ、こういうふうにして法律ばかりでできて予算がとれない、こういう事態は、非常にアブノーマルなことではないかと思ふのです。こういうことは、私どもとして絶対にないようにならなければいけない。そうしないと、やはり六・三制の問題でも、その問題で地方では大きな迷惑を招いてゐるわけですから、趣旨はいい、だんだんにやる、こういうことも、実際問題として、地方ではそのために困るといふことが出て来るわけでありまして、でありますから、こういう場合にはぜひとも予算を添えて出すようにしていただきたいと思います。この間お伺ひしたところでは、何かこれは非公式でありましたが、一年間に八千万円、四箇年継続で四億円とるのだ、こういうふうなお話だつたようでありまして、ところがこういうものも、実際の次の予算になつてみなければ、どのくらいとれるのか、さつぱりわからない。文部省は非常に弱腰で、そうしてこういう重要なことをやるのは、十分大膽な説得したり、何かすることのできぬというふうな印象を受けるわけでありまして、その点大臣としては意固執と考へないかどうか、ひとつ最後にお伺ひいたします。

○高瀬国務大臣 確かに、こういうものをつくる場合に、必要な予算を添えて出すというのには必要なことであります。文部省も、ぜひともそうしたいといふことで、いろいろとやつたわけでありまして、やはり御承知のような二十五年年度予算の状況におきましては、なかなか思うように行かない。それに文部省が弱腰とか、文部大臣意慢といふようなお話もありましたが、こういう事実は、文部省だけではございせん、ほかの省をこらんになりましても、たくさんあることであります。

○松本(七)委員 ただいまの問題に關連するのですが、二十條の「その他必要な援助を行うことができる」というように最初なつておつたのが、参議院で修正されて、ただいまの原案のように「必要な援助を行う」と。はつきり規定することには、われ／＼も大賛成なんです。ただ先ほどから問題になつておりますように、予算の裏づけがない法律案といふものは、意味がないのじやないかというお話でしたが、これは必ずしもそうではないので、なるべくつづば法律案をつくつて、それによつてさらに予算を十分獲得するといふことも必要じやなからうかと思ひます。その意味で、こういうふうに強く援助を行うと打出したことには、われわれは賛成です。ただ先ほどからの政府の御答弁では、大体予算的な確保ができるのは二十六年からだ、こういうお話だつた。しかしいやくも立法機關でこういうふうに強い規定をきめたとすれば、やはり政府としても、その意圖を体して、予算獲得にはできるだけ早い機会に、かつ多く獲得する努力はしていただく覚悟があると思ふ。そこで二十五年年度に、何らか補正、あるいは追加といふような形で予算獲得の努力をされる御意向があるかどうか。この点を承つておきたいと思ひます。

○高瀬国務大臣 参議院の修正は、今お話の通りでありまして、文部省の意向とも、むしろ合致する修正であります。先ほど申しましたように、二十五年年度予算においても、ぜひともできるだけもう少し形のある予算にしたいといふつもりで努力したことでありますから、今後ともそういう機会あるごとくにむろん努力はいたして行きたいといふつもりであります。

○長野委員 本案に対する質疑を終了するに御異議ございせんか。

○長野委員 御異議なしと認めます。よつて質疑は終了いたしました。これより討論に入ります。今野武雄君。

○今野委員 この法案の内容を見ますと、いろいろ／＼とものなことをばかりなのであります。ことにこの法案をただ文部省だけでなしに、図書館協会その他の衆知を集めてこしらへたといふことに對しては、敬意を表するにやぶさかではないのであります。しかしながら今までもつとやつて来たところを見ても、何しろ文部省で出す法案といふものは、いつも予算のないのが特徴なんです。こういうことでは、こういう法律といふものは、決して條文がどうのこうのといふことではなく、その運用をどうするかという点が重要な問題です。その運用の一番もつては、予算がとれないやうな政府でもつてはたしてこれを実行することができなからうかといふことも、まことに疑わしい。といふよりも、従来の新制中学、あるいは新制大学のことなど照し合せてみても、まさにできないと断言した方が正當ではないかと考へるわけ

であります。従つて私どもは、ここで  
もつてこの法案を出すことに実は反対  
したい。政府としては、はつきりとこ  
ういふ教育文化ということについて、  
もつと大きな覚悟をもつて、こういう  
ことに力を入れてやるといふなら、わ  
れわれも協力できない限りじやない。  
しかしながら、そうじやなくして、こ  
ういふようにちよび／＼出して、何か  
申訳的にやつておる。何かこういう法  
律もできておる。いかにも外国に對し  
て、あるいは国内に對して、日本でも  
こういうりつばな建前になつておるん  
だぞというのを、ただ示さんがため  
に、世を欺かんがために、こういう律  
法を出しておる。こういうりつばな  
客観的に考えられないわけでありま  
す。そういう意味で、私どもはこの法  
案を出すことに不賛成を唱えたい。従  
つてこの法案そのものにもやはり不賛  
成を唱えざるを得ないわけでございま  
す。

以上簡単であります。私の討論  
を終ります。

○長野委員長 今野君にお尋ねしま  
すが、あなたはこれには反対ですか。

○今野委員 その意味を表しました。

○長野委員長 反対ですね。

○今野委員 そうです。

○長野委員長 次は圓谷光衛君。

○圓谷委員 自由党を代表いたしまし  
て本案に対する賛成の意見を申し上げ  
ます。

文化国家建設の基礎が教育の振興に  
あることは、言をまたないことであり  
ますが、この法案は、社会教育の一環  
として、昨二十四年法律第二百七号を  
もつて制定されました社会教育法の精  
神に基いて、図書館の設置及び運営に

關しては必要な事項を定めて、その健  
全なる発達をはかり、もつて国民の教  
育、文化の発展に寄與することを目的  
として規定されております。よつてこ  
の法案が一日も早く制定されることを  
こいねがつておつたのであります。こ  
が、今回政府より提出されたことは、  
わが党としては全幅の賛意を表するも  
のであります。共産党の諸君は、予算  
的措置がなくしてこの法律を出すこと  
は、文部省に誠意がないということ  
を言つておられますが、それは法律を出し  
ておいて、来るべき機会において予算  
をとることが安当であると思つてあ  
ります。特にこの法案は、昭和二十三  
年において一応わが党においては予備  
審査をしたのであります。義務設置  
とせず、地方の自主性により実情に即  
して設置されること、それから社会教  
育の一環として一般公衆の利益に資す  
る、図書館の職員の制度を確立して  
もらいたい。また私立図書館を統制圧迫  
してもらふとは困る、というやうな問  
題を全面に取入れていたしまして、  
今同制定された図書館法は、まことに  
私どもの意を得たものと思つてある  
ます。よつてこれに大賛成をいたすも  
のであります。

○長野委員長 次は松本七郎君。

○松本(七)委員 私は日本社会党を代  
表いたしまして、賛成の意見を述べま  
す。

かつて質問いたしましたときに、文  
部大臣の提案理由の説明の中に、この  
法律は社会教育という面から考えられ  
たいことが述べられております。し  
かしわれ／＼としては、この図書館法  
というやうなものは、狭い社会教育と  
いうやうなわくの中で考えられてはな

らない、もつと広い文化活動の観点に  
立つて、図書資料の形における広汎な  
民族文化の保存伝達、こういう仕事を  
担当すべきものであるという点から質  
問を申し上げたのですが、政府の答弁  
でも、そういう意味を含めて考えてお  
るんだということがはつきりいたしま  
した。今後この法律を運用するにあた  
つて、そういう観点に立たれんことを  
強く要望するわけであります。

それから入館料の問題も、参議院の  
方の施行期日の修正がありましてした  
で、この点もわれ／＼は満足いたしま  
す。

ただ先ほどから問題になつておりま  
すやうに、予算的な裏づけがなければ  
ば、いかにりつばな法律が出来ても  
も、これは空文に終るおそれが多分に  
ありますので、せつかく修正したこの  
補助規定を、ほんとうに生かすやう  
に、政府の積極的な努力を期待いたしま  
して賛成するものであります。

○長野委員長 これにて討論は終局い  
たしました。

採決いたします。賛成の諸君の起立  
を求めます。

〔賛成者起立〕

○長野委員長 起立多数。よつて原案  
の通り河決せられました。

なお報告書の提出につきましては、  
委員長に御一任願いたいと思ひますが  
御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○長野委員長 それではさう決定い  
たしました。

○長野委員長 次は学校教育法の一部  
を改正する法律案(参議院送付)を議  
題といたします。質疑を許します。

若林君。

○若林委員 学校教育法の一部を改正  
する法律案について、二、三この法案  
にきつめて関係が濃厚に持ちます者の  
意見を申し述べて、当局の御答弁を願  
ひたいと思つてあります。

学校教育法の一部の「夜間」におい  
て授業を行う課程又は特別の時期及び時  
間において授業を行う課程」というの  
を「夜間その他特別の時間又は時期に  
おいて授業を行う課程(以下定時制の  
課程と称する。)」というふうに改めら  
れることになつておりました。高等学  
校の課程を、通常と定時制との二本建  
に表現しておるものでありますけれど  
も、教育法第四十四條のごとく通常課  
程、夜間課程、定時制課程の三本建に  
表現する方が、わが国の通念ともよく  
合致して、夜間と定時制とを合せて特  
に定時制としないならばならないほど  
の理由は認められないというのでありま  
すが、これについて文部省といたしま  
す。の御意見を伺つておきたいと思ひ  
ます。

○總本政府委員 高等学校の課程を、  
普通の課程と定時制の課程と、二つに  
わけなければならないではないかという御  
質問であつたと思ひますが、特別の時  
期または時間において授業を行います  
のは、土曜日とか日曜日を利用してや  
りますとか、あるいは特定の時間を利用  
してやるという課程でありまして、  
これはやはり通常の課程と区別した方  
がよいと考へるのであります。なお今  
まではいゆる定時制と夜間制とを区  
別しておりましたけれども、最近実施  
いたしましたつきまして、夜間に授業  
を行う課程と、特別の時期及び時間に  
行います授業とを区別いたしますこと

は、實際は非常に困難でございますの  
で、やはりこれを合せて定時制とする  
のがよいと考へまして、改正するわけ  
であります。

○若林委員 次に高等学校の修業年限  
は、大体今までは三年になつておりま  
す。この改正案には四年以上とせられ  
ておるのであります。本案には単位  
制と学年制とを混同している矛盾があ  
るのであります。また夜間及び定時  
制課程の単位のとり方は、新制高等学  
校実施の手引に明示せられております  
ごとく、実習関係教科の単位は、生徒  
の職場の現場作業も、学校の指導監督  
にあるのでありますから、必修実習單  
位の七割までを與えられることになつ  
ております。実業学校の実習という  
ものは二十四単位の七割まで、すなわ  
ち十七単位は職場の実習から與えるこ  
とができるのであります。ほかに夜間  
課程は普通毎週二十四時間の授業をし  
ておりますから、一年に二十四単位、  
三箇年に七十二単位をとることができ  
るのであります。従つて職場単位を加  
えて三箇年に八十九単位は修得せられ  
まして、卒業の八十五単位は修得でき  
ることになつておるのであります。な  
おこの夜間は晝間よりも気温が緩和せ  
られるのでありますから、夜間課程の  
暑中休暇は短縮することができま  
す。かりに三週間短縮したとするならば、  
それで二単位の修得ができ、三箇年で  
は六単位の修得が可能になります。ほ  
かに日曜、休日等がありますので、三  
箇年では六単位の修得が可能になりま  
す。他の日曜、休日等の校外活動も、  
体育の単位時間に取入れられますか  
ら、これが三箇年には少くとも三単位  
になり、計九単位の修得が可能になり

ます。すなわち夜間課程の生徒の中には、条件さえ恵まれれば三箇年に八十九単位と九単位、すなわち九十八単位の修得が可能であります。また現在新制大学では、晝夜とも四箇年で卒業せられますが、高等学校では晝間三箇年、夜間四箇年であることになれば、均衡上矛盾しておることになると思つてあります。以上の理由から、この関係者たちの考えは、現在のままの三箇年以上ということの方が妥当であるという説なのであります。当局の御見解を承りたいと思つております。

○總務府委員 御質問の中に、修業年限と単位制を混同して考へておると申されておりますが、新学制におきましては六・三・三・四制をとつて、修業年限ということが基礎的な考への中にあるわけであります。その就学の方法、履修の方法が単位制によるということになるわけでありまして、従つて単位がとれるから、修業年限を短縮してもよいということにはならぬのであります。高等學校を卒業するについては、普通の課程においては、三年の課程を必要とするということになるのでございまして、かりにむりをいたしますれば、二年で八十五単位の修得ができれば、二年で八十五単位以上とすべきだということにはならぬのであります。高等學校としては、一定の修業年限を延期する、それでいわけゆる高等學校を三年と定められたわけでございます。そこで夜間の課程を、前の改正前におきましては、修業年限は「三年を超えるものとする」ことができる」とありまして、三年以上であれば、四年でも五年でもよい、こういうようにいたしておるのであります。しかしながらこのいわゆる

成長期にありまして青年学徒が、晝間勤務しながら、夜勉強するにつきましては、それを晝間において専心勉強しております者とまったく同じような時間履修をやつて行くことは、これは一面青年の体力その他に非常に影響を及ぼします。たとい御質問になりましたように、あるいは相当夏休みをさいたり、日曜日をさいたり、そういうことをいたしまして、そうしてわりな教育をして、三年でできるから三年でもよいではないかということにでなしに、むしろそういう勤勞青年を対象とする課程におきましては、少くとも四箇年かけて、そうして十分な教育をしてやるといふことの方が、正しいという考へ方から、これを四年にいたしましたのでございまして。ただ今御質問にもありましたように、この実習におきましては、職場実習を換算するとか、あるいは体育において日曜日等の実際の活動単位に換算するとかいふのは、要するに生徒に對しまする過重なる単位を課することを、できるだけ救済するといふ意味でありまして、そういうことができるから、それで単位は三年でとれるじやないかという意味ではないのでございまして。もし實際におきまして三年以上とするといふといたしましても、實際においては、大多数の學校は四年以上をかけておるのであります。それがごくまれに單位が八十五單位とれるから、卒業を認めべきだといふやうな考へ方でないのであります。やはり八十五單位を四箇年の學校教育で行うといふことが、この新しい制度のねらいだと考へるのであります。その單位で、むりをして八十五單位で卒業するものがまれにあるだらうか

ら。それで三年以上にすべきであるといふことではないと考へております。○若林委員 次に、第五十條の改正点であります。教育法の第五十條は高等學校の充実に、一、養護教諭、助教諭、技術職員、その他必要な職員を置くことができる。と改正をせられるのであります。この改正案は、他にまだ重要な職分の追加が脱落してあるのではないかと、すなわち高等學校設置基準の第十五條に、主事の職分が明示せられておるのであります。また新制高等學校実施の手引の中にも、ほぼ同様のことが指示されておるのであります。ところが、これがこの改正案には盛り込まれておりません。従つてこの改正案の中に主事をお加へになつておらないのに疑問を持つものであります。この点どういふ考へでありますかを伺つておきたい。

○稲田政府委員 ただいまの御質問の点、主事の問題でございしますが、お話にございましたように、各學校に主事を設置するようにお勧めいたしておるのであります。現状といたしましては、まだ、専任の主事を置くやうな段階に到達していませんので、ここに掲げております教諭その他の方々の中から、主事の役目をやつていただくといふやうな状況にあると考へております。その主事の職能その他につきましましては、學校の編成について、別の観点からまた法律を制定するやうな時機がございましたら、そういう場合に考慮いたしたいと考へております。この學校教育法に列記いたしております職員は、いわゆる任命せられる根本になる職員でありまして、それに対していろいろ／＼な職務が補職として加えられるのでございしますが、學校教育法におきましては、その根本の職だけをここに並べたわけでありまして。

○若林委員 最後は総括してお尋ねをいたしておきたいと思つてますが、この學校教育法の一部を改正する法律案を立案せられるにあたりまして、関係者の御意見をどの程度お聞きになつたか。特に全国夜間高等學校教育連盟といふものが厳然としてあるものであります。そういう連盟の関係者の意見を聴取せられたことがあります。か、この点をひとつ……○稲田政府委員 ただいま御指摘の連盟については、役所の催しとして御相談の會議を開いたことはなかつたかと思つております。定時制高等學校の關係者に、定時制高等學校の種々の問題について御相談する機会、たとえば全国における研究集會の機会とか、あるいは定時制高等學校に關する事務職員、の會同とか、先年以來再々催しておりましたので、そうした機会において實際にこの教育に當つておられる方の意向は、相当私どもとしては承つておるつもりでございまして。

○若林委員 そういふただいまのお話で、從來文部省がいろいろ／＼なことを立案せられるにあつて、独自の立場から、専断に出ることなしに、各般の意見を中心として考へて行かれますことについては、私どもかねてから敬意を表しておるのであります。なおこの委員會といたしまして、非常にその点、責任のやや軽きを覚えるといふやうな感じであるので、この点本改正案は、どういふ人たちの民主的ないわけの御決定と言ひますか、意向でありますかをはつきり伺つておきたい。

○稲田政府委員 ただいまお答え申し上げましたごとく、研究集會あるいは事務協議會その他の機会におきまして、十分方々から御意向を承る機会を持つておつたわけでありまして。○今野委員 ただいまの若林さんの質問に關連するのであります。が、大体六・三・三・四の教育制度といふものは、そういうやうなものを文部省でおきめになつて、ずつと実施されておる。ところがこれが財政上の問題とかいろいろの問題から、ほとんど効果がないといふことは、かえつていろいろ／＼な制度がきゆう／＼になつて、教育の機會均等といふたやうなもの、戦前より失われておるし、それからいろいろ／＼と前には、たとへば、極端なことを申しますれば、小學校五年から中學校に入つた者もあるし、また中學校四年でも、相當の学力のある者は高等學校には當然入れるのです。――専門學校に入つた例はないかと思つてますが、試験、檢定とか、いろいろ／＼、學者の便宜をはかつておられたわけでありまして、ところがそういうものも一切なく、ことに地方や何かで村に高等學校を建てるといふわけにも行かないものですから、新制中學校を出た者がそれ以上の勉強をしようとするための、村としての公の機關といふものもなか／＼できがたいといふ実情にもなつております。こういうやうなことをきゆう／＼にはめるために、非常に教育を受ける機會といふものがかえて失われていくといふやうに見えるわけでありまして、しかもそれに付随していろいろ／＼、實業教育なんかの面については、過般論議が圓わされたわけでありまして、こういうことと全体に對して、文部省では、やはり

○高瀬國務大臣　六・三・三の六、一までは義務教育ですから、当然全部教育を受けるようにしなくちゃならぬ。ということとは明らかであります。その上になりますと、むしろ理想をいば、六・三・三までは義務教育に持て行きたいという考えを、私は持つておるわけあります。これは財政関係もありまして、そんな簡単にじ

できるとは思いませんが、やはり理想としては、大・三・三くらいまでは義務教育で行けるようにしたいと私は希望するわけです。その意味から言へば、六・三、その上の三までは、今まで六年の義務教育で、その上に

等小学校があつた、青年学校があつた、それで義務教育ではないけれども大部分の者がそういうことをやつてゐるというように程度に、ぜひ持つて行きたいものだということを、まず考えたいおられます。その上になりますと、こゝ

は生活の問題、仕事の問題と関連しては実際問題として、幾らよいにやませようとしても、非常に困難な事情があると思つております。特殊な人々たが自分の家庭でやるとか、休暇に勉強するとか、それから特殊な時間をつく

つてやるということなら、できるかし  
れませんけれども、普通の状態に  
いてやるということは、なか／＼むづ  
かしくなつて来るのじやないか、自然  
どうしても数は少くなると私は思う  
のです。そういう人たちの知的なレベ

を上げ、道徳的なレベルを上げて行くことは、やはり必要なので、その場合には、学校で先生から習うというより、な方向でなくて、やはり読書の時間

つくらせるとか、読書を奨励するとか、あるいは講演会というふうなもので奨励して行くとか、あるいは映画とかラヂオとかそういうような手段をもつて、やはり同じような教育的効果を上げるという方向へ行くよりほか、ないのじやないかと私は考えておるわけでありませう。

○今野委員 たいへん御丁寧なお答えをいただいたのですが、実際おつしやる通り、六・三の上が問題なのであります。ここに今年六・三制の卒業生は、いふぶん出て来てる。地方に行つてみると、これから一休どししたいのかというところで、非常に病んでおるわけでありませう。できるなら何とかしてこれを教育して、曲りなりでもけつこうだから教育して、相当な程度まで持つて行きたい。なぜならば、ちやうど満十五歳くらいでありますから、非常にいろいろな影響を受けやすいときであります。また勉強せよといふならば、非常に喜んでするときであります。であるから、できるならば、もう二、三年何とかして教育したい、こういうことは各地方であるわけでありませう。これは個人の思いつきとか何とかいつたような問題でなく、全国の問題であらう、そういうふうな考えられるわけでありませう。ところが、一方高等学校を出ると、なるほどこれは先生の方からいっても、何かからいってもむずかしい、それを圓谷さんでしたか、先ほど補習学校とかいう／＼なことを申されました。何かそういうものをつくつて、ちやうど短期大学をつくつたと同じ趣旨で、そのことをやつて、そしてこれを補つて行く方法はないか。これはもうすぐ次の時代を背負う人た

ちになるのでありまして、このことは日本の将来にとつて、非常に重大な問題だらうと考えるわけでありませう。この点をくれ／＼もひとつ何と申してやられる道を開いていただきたいと要望して、私の質問を終ります。

○長野委員長 質疑を終了するに御異議ありませんか。

○長野委員長 御異議なしと認めます。よつて質疑は終了いたします。

○今野委員 今回の改正は非常に義務的などころが多いように見られますが、しかし学校教育法の改正としては、六・三・三・四のあのわくをそのまま守るという意味では、非常に不十分な改正であると思つております。現在新制中学の卒業生の就職難とか、そういう人たをどうしたいかというところが、非常に大きな問題になつておる際に、政府としてはもう少し根本的な改正をやらなければいけなかつたのではないかと考えるわけでありませう。しかしその点は今は譲りまして、各種学校についての改正規定がございませう。この規定は一見事務上のこのように見えて、実は非常に強く各種学校に対して影響するところがあるわけでありませう。実際の教育行政を各地方でやつておる様子を見ましても、こういうものをちやんとやるだけの用意は、予算からいっても、人員からいっても、ないといふことは、東京都の例を調べただけであります。明らかに規定は、ある特殊なものを旨として、その特殊のものを鎮圧するためにしらえたといふことにしか見えな

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○水谷(昇)委員 私は自由党を代表いたします。学校教育法の一部を改正する法律案に対して、賛意を表したいと思ひます。

○長野委員長 水谷君。本案は、従来学校教育に規定のなかつた大学の名誉教授に関する規定を新たに設け、また高等学校の定時制課程及び各種学校に関する規定を整備する必要等により、改正したものであります。具体的に言へば、名誉教授は、従来は官立の学校についてだけ単行の勅令で規定されておつたものを、この際これを称号として広く国立、私立の大学において、一定の要件に該当する者に對して、当該大学の定めるところに従つて使用できることにした。それから高等学校においては、定時制

課程の定義を明確にし、従来の夜間課程を包含させ、修業年限を一般の場合には三年、定時制の場合は四年以上と定めたほか、必要に応じて養護教諭、助教諭、及び技術職員を置くことができるようにするなどの所要の改正をしたこと。第三には各種学校について、は、当該教育を行つたとき、他の法律に特別の規定のあるものを各種学校の範圍から除くこととし、その定義を明確化するとともに、認可を受けていない事実上の各種学校を、学校教育法の規定によらしめることについて改正したのであります。いずれも妥協であると考えるのであります。よつてわが党は本案に賛成するものであります。

○松本(七)委員 私は社会党を代表いたします。三つの要項事項を付して本案に賛成の意見を述べたいと思ひます。

第一は、ちやうど大学に教授会があるように、高等学校以下の学校にも、職員會議を設置すべきであると思ひます。この点につきましては、質問を申し上げたときに、文部省の方では、事実上次官通牒でもつてそういうふうな運営をしておる、従つてその法制化については、いづれこの法律の本格的な改正をする場合に譲りたい、こういうお話でありました。これはわれ／＼としては、なるべく早い機会に本格的な改正を企てていただいで、そのときにぜひこれを法制化するようをお願いしたいと思います。

第二は、高等学校に養護教諭、助教諭、技術職員を置くことができることになつておりますが、その中の養護教諭は、小学校、中学校と同じように、高等学校においてもこれを置かなければならないように義務づけてもらなければならぬ。これについては、養成機関が完備しておらないという理由をあげておられたようですが、これをやはり法律にはつきり義務づけると同時に、養成機関の充実に、もつと努力していただきたい。

第三点は、幼稚園に助教諭、養護教諭を設置する規定を明確にしたい。以上三つの点と、本格的な改正をなすべく早くやつていただきたいという要望を付しまして、賛成するものであります。

○長野委員長 これにて討論は終局いたしました。採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

○長野委員長 起立多数。よつて原案の通り可決せられました。

○長野委員長 御異議なしと認めます。よつて討論は終了いたします。

○若林委員 去る三月二十二日に、文部委員会を代表いたしました。若林義

孝。小林信一、今野武雄の各委員並びに横田専門員、大中臣調査員の五名は、東京学生会館における学生の生活状況並びに同会館の施設その他の実情の視察調査を行ったのであります。その結果の概要を御報告いたします。

場所は東京都千代田区代官町二番地で、旧近衛歩兵連隊が使用せられたる建物であります。学生会館の概要といたしましては、学生の宿舎を緩和するために設置したものであります。現在設けられておりますものは、東京学生会館が昭和二十一年、金沢学生会館が昭和二十二年、京都学生会館が二十三年、名古屋学生会館が二十四年の四館があるものであります。

次に学生会館の経営内容を見ます。この会館の管理経営は、財団法人の学徒援護会が行つておるのであります。経営の費用につきましては、昨年度は国家より学徒援護会に補助いたしました。額は一千万円であります。そのうち学生会館へ援護会より補助した金は三十五万五千円であります。今年度は一千万五百万のうち十八万円であります。

第三に、東京学生会館の運営内容を申し上げます。管理経営は前述のごとく学徒援護会で行つておるのであります。運営はすべて在館学生の自治にゆだねられておるのであります。この学生の自治的運営の内容に關して、今回視察及び調査いたしました東京学生会館について、説明及び報告を申し上げます。

まず自治組織の概要については、東京学生会館の收容能力は、六百二十名であります。それは東京都内にある官公私立の大学、高等並びに専門学校五

十九校のそれらの学校の学生の一定数を選んで入館させておるのであります。これら六百二十名の在館学生のうちから自治委員八名を選出して、この自治委員が会館の学生生活の一切の運営の責任者となつております。

自治的運営なるがゆえに、学徒援護会より補助せられる全額以外、学生会館の経営に關する費用は、自主的に負担しておるのであります。その方法として左のごとき協同組合を組織しております。

協同組合は、食堂部、職長が一名と従業員が十二名、喫茶部が職長一名と従業員が二名、雑貨部は喫茶部が経営しております。洗濯部、これは委託経営であります。理髪部も委託経営であります。

四といたしまして、東京学生会館の設備は、(一)といたしまして、部屋の数が三居室、五居室、八居室の三種にわかれております。(二)といたしまして、部屋の模様は二階式、壁に取付の木で組んだベッドがありまして、室の両側に固定をいたしております。備品といたしましては、共同利用の机、げた箱があります。汚損はなほだしく、天井の破損、雨漏りのところが多く、窓ガラス、ドア等の破損もひどく、これらのすべては修理費のないために放置してある現状であります。非衛

生、不潔の感を強く受けるのであります。(三)といたしまして、読書室があるものであります。窓ガラス等その他の破損部分が多く、暖房設備の不整備のために、一見物置のごとき感を呈しております。(四)といたしまして、食堂設備であります。旧軍部の設備をそのまま使用しておりますが、用水の

設備等きわめて不完備であります。(五)といたしまして、図書室であります。が、図書の整理はよく行われておりますが、図書費の不足のために良書がきわめて乏しいのであります。

五といたしまして、東京の学生会館運営に關する費用の点であります。月百二十円、現在の人員が五百六十名でありますので六千七百二十円でございます。家賃は五十一万二千八百七十円、これは昭和二十二年、二十三年の両年度であります。二十四年度は二十九万四千六百七十円になっております。(六)といたしまして、電気料は昨年十月までは月一万円、昨年十一月以来超過分に對する超過料、罰金が過重のため今日に至ります。超過料は支拂い不能の状態に達しております。従つて今後この上電気料が値上げされた場合には、非常に支拂いに困難を生ずると思つてあります。

それから(七)といたしまして、一人の食費であります。一人一日百円の見当であります。(八)といたしまして、協同組合事業収入というものが若干あるものであります。(九)といたしまして、以上のほかに、さつきの学徒援護会よりの補助金十八万円、これによつてもほほ明らかになりますように、会館運営に要する費用はまづたく困難の状況にあることが知れるのであります。

六といたしまして、在館学生のアルバイトの状況を申し上げます。学生の内職あつせんその他学生の生活相談に應ずるため、学生相談所が学徒援護会の手によつて置かれておるのであります。この相談所のあつせんによる在館

学生の内職の状況は、最近ますます就職率が低下する一方で、在館学生のほとんど全部の求職に對して、就職し得る者はわずかに十名内外という状態でありました。

視察の結論として申し上げますと、この視察並びに調査の概要によりまして、われわれはこの調査の目的を達するたため、また在館学生との懇談を開いて、学生のこの会館生活における希望や意見を聴取いたしましたのであります。それらの結果をも総合してここに今回の視察並びに調査の結論を簡単に述べることになります。

一といたしまして、貧困学生による学生会館の自治的経営が費用の不足のために、施設及び生活環境が破損し汚損して、きわめて荒廃の状態にあることを認めたのであります。もし他に比べるものを求めますならば、おそろしく今日やましく言われておりますからよくなつたと思つてあります。

いわゆる刑務所の牢獄、名前が不適当だと思つていただけます。そのような感じを持つのであります。これらの状態を改善するためには、補助金その他、何らかの方策を講じてやる必要を認めたのであります。

二といたしまして、この荒廃せる環境の中で生活する学生の健康状態もまた考慮すべきものと思つて、衛生設備または医療施設を完備する必要を認めております。

三といたしまして、図書室の図書の整理はきわめて良好であつたが、学生として有すべき研究及び勉学の意欲を満たすに足る良書が少かつたのは遺憾であります。しかしこれは貧困なる学生の自治的経営の現状では、十分なる図書の購入

も困難であると思つてゐるので、この点にも考慮してやる必要を感じたのであります。

四といたしまして、天井その他建築物の破損は、特になほはだしかつたが、これは補助金その他の方法で、急速に修理してやる必要を認めたのであります。

五といたしまして、最後に在館学生の態度、心構え等について遺憾に思つた。かつ今後彼らに希望したい点といたしましては、(一)といたしまして、彼らは現在の環境を自発的に打開しようとする努力心が、やや稀薄のように感ぜられたのであります。(二)といたしまして、貧困を理由として、社会にやや甘える傾向にあるのではないかと感ぜられたのであります。右について、二の例をあげてみますと、居室の整頓状況であります。各自のベッドはきわめて整頓をしてあります。共同に使用する室内の机、げた箱、床等は、どろどろ等不潔なものであり、歯みがき粉、食器等が乱雑をきわめ、土足ぐつがテーブルの上に放置してあつたりするのであります。

医学部の学生の室は比較的良好に整つておるのであります。他の学生に言わせると、整頓された室の主は金があるからだといつて、彼らみずからはいささかも自己を省みる態度がないうちに感ぜられるのであります。金がなくとも、ちよつとの努力だけで整えられる室内を、金がないといふことで事済ます風潮はなほ遺憾に感ぜられたのであります。

要するに、学生自体に生活に對する教養を望むことをここに付け加へまして、われわれの調査の結果の希望を述べ

る報告を終る次第であります。すなわちそれはこの結論で、すでに各條項で申し述べましたように、この希望を達成させて完全なる施設を興えて、將來文化的な学生会館を全国的に設置し、真に文化国家建設に貢献する青年、文化人を育成するためにその生活環境を整えてやりたいと思つております。そのために現在の学生会館をモデルとして、まずそれを完成して、次に――東京に今は一箇所よりありませぬが、第二、第三の学生会館の建設をいたしたいと思つておりますが、現在の学生会館をながめるとはなはだ遺憾であるということに盡きざるを得ないのであります。大体私の主観が濃厚なのでありますけれども、今野君がこちらへ御出席になつておりますから、足らざることをひとつ補つていただき、なおこれをものととして、文部当局からいろいろ御所見を伺つて、本委員会といたしまして学究の道を歩む者が、その生活といういばらの道に足を踏み込んでおります学生たちが、命がけで研究の方に専心できて、いたずらに生活自身に心を痛めないで済むことができ得ますよう、いろいろ予算的關係はありますけれども、予算を最大に生かして、ひとたびこの学生会館に足を踏み入れるならば、逆に天国を思ふすというように気分を興えてやりたいということをお願いいたしまして、私の報告を終りたいと思ひます。

○今野委員 私も若林さんと一緒に参つたものでございますが、大体今御報告になつた通りでございます。特に貧困の程度のはなはだしきは、ひどいのでありまして、アルバイトを割り当て

られても、それに行くための電車賃がない。そのためにアルバイト相談所で電車賃まで貸してやらなければならぬ、こういうような始末であります。それから毎日々々の食事を満足にとることすらもできぬ、こういう者も多数にある状態でありまして、それからなお建物等について申しましたら、これはさつき言われたように、汚損がはなはだしいばかりでなくして、若い学生が集まれば、どうしても朝とか夕方いろいろ運動などをしていわけでありまして、そういう道具がない。道具がないどころか、その隣に運動場があつてすぐ飛び出せばいいのが、そこが住宅の連中の運動場になつて区民の用に供せられておるために、そこでは学生は何もできないというやうな状態でありまして、そういう意味でも、非常にきつうな思ひをしていくわけですから、そういう次第ですから、従つて普通私たちが学生生活を送りましたところの寮の生活なども、やはり汚いこととかその他は相当ありました。しかしそれでもまだ朗らかなところがあつた。ところが今度は、部屋はまづ暗だし、それから寢台の上で勉強しなければならぬ。しかもそれが八人もこうして勉強するんだから、たとえばその中で話し合ふ者があれば、他の者が勉強を妨げられるというやうな状況でもあり、いろいろお互いにくふはしてありますけれども、とてもどうにもしようがないということが一言で言えると思つております。この点最近各地にできる学生会館は、新築のためになかなかいいものができそうでありまして、しかしし初めにできた九段の学生会

館があつたままに放置されておるのは、非常に気の毒です。これに管財局ではやはり相当な家賃を取立てるということになりますと、それはもうとても拂えない。現に拂つておらないやうです。それから電気料も拂えないやうので、さつき言つたやうに拂えないやうな状況になつて来ております。でありますから、何とかひとつ手を打つていただきたい、こういうふうに考える次第であります。

○長野委員長 若林君の報告に関連質問の申出がありましたのでこれを許します。浅香忠雄君。

○浅香委員 先ほど若林委員から、種御報告がありました。私はこれに関連して、高瀬文部大臣に質問をいたしたいと思つております。

過日米新聞に兒童の給食問題がしばしば報ぜられておりますが、その後この給食問題も一向話を伺わぬのであります。その後先方へいろいろ折衝していただいておりますことも漏れ承つておりますので、その後の経過をひとつお伺いしたいと思ひます。

○稲田政府委員 ただいま御質問にございまして、給食につきましまして今度主食を加えて行くという問題につきまして、急速に実施したいと考へまして、いろいろ関係方面と折衝いたしておるやうなわけでございます。

まだ具体的に、その点につきましまして国会に御説明申し上げるやうな段取りに立ち至つておらないのでございます。○浅香委員、大体の見通しはわかりませんか。

○稲田政府委員 ちよつと速記をやめていただきたいのですが……

○長野委員長 では速記をやめて……

○長野委員長 速記を始めて……

○若林委員 先ほど私の報告しましたことは、そのまゝの報告であります。文部大臣が見えておられますので、このことについて、ひとつお考えを承つておきたいと思つております。文部大臣は御就任になつて以来、各所に教育行政の立場から御顔をお出しになつております。特に一昨日でありましたか、入学式に子供たちに取巻かれた、あの厚生政務次官と一緒に写真などは、まことにひからびた世の中に、何とも言えないあたかい空気を送られておるのではありませんか、いろいろ写真が新聞に発表されましたけれども、特に私たちがうれしく思つておるのではありませんか。二十一年にあの学生会館がつくられたのであります。文部大臣の御就任は昨年でありまして、御視察、御激励になつたことがございまして、しううか、それをひとつ承つておきたいと思ひます。

○高瀬國務大臣 学生会館につきましては、始終心配はいたしております。そしてそれは生徒保護会の関係でできているのであります。生徒保護会のおもなる方々、またそれを後援される実業界の方々の会合はたびたびやりました。出て話を聞いたり、お願いをしたりしておりますが、実際に学生会館は遺憾ながらまだ行つて見ておりません。今お話のありましたやうに、いろいろ実際に苦しい、困難な状況にあるということは、話を聞いてよく知つておりますので、こういう時代でありまして、不幸な環境にある学生の勉学

のために、何とかして改善をいたしたいと考へて、努力はしておるつもりであります。しかしまだ実際には見ておりませんので、お話を伺つて非常に参考になつたのであります。

○若林委員 今日いろいろのことを伺いたいと思ひましたけれども、時間もありませんから、やめますが、私たちが、文部委員の一人といたしまして、この学生の生活を見守りつづける一人といたしまして、この間まであれに足を踏み入れなかつたということに、自責の念を持っております。これは私も相当しやべる口を持っておりますけれども、このことに關してすら……と言葉は出て来ないのであります。百聞は一見にしかずと申しますから、一度――今までも文部大臣は各所へお出かけになつておられます、すべてのものを激励せられますし、御指導になつておられますそのお心持に甘えまして、お願いをするのであります。時間、自動車で運ばれてまいります、行くのに十分かかりません。ごらんになるのにも、効果的に見れば、一時間もあれば十分だと思つております。が、早急に、あとう限りの早い時間におきまして、あの学生の生活をひとつ見てやつていただきたい。開学式その他で、御視察をお説みになることも必要であります。私はそれ以上、ひとつ文部大臣があつた場所に踏み入れてやつていただいて、何ものかをなぐり捨てても、何とかひとつ一輪の花でもさし添えてやつて、彼らにあなたか味を興えてやりたいという気持ちに、どなたでも、あそこへ踏み入れたらばなると思つております。四、五人の行つ

て参りました者だけが結論を出すのには、あまりに事は大切な、重要なものじやないかと思ふのであります。学生の思想がよくなるのも悪くなるのも、この学生会館の改善にあるというような氣持でおるのでありますから、学生生活課長もおいでを願つておるのでありますけれども、いろいろのことをここで聞きするよりも、ひとつあれに踏み入れていただいて、あれをよくするためにはどうしたらよいかということとを御懇談でもする機会を得て、一日も早く明るい会館にしてやりたいと思うのであります。これを切にお願いしておきたいと思ひます。

○長野委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

〔参照〕

図書館法案に関する報告書

学校教育法の一部を改正する法律案に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年五月九日印刷

昭和二十五年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所